

石垣市情報公開条例

平成13年12月21日

条例第23号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 公文書の公開(第5条 第16条)

第3章 不服申立て等(第17条 第22条)

第4章 情報公開の総合的な推進(第23条 第25条)

第5章 補則(第26条 第29条)

附則

私たち石垣市民は、市民の、市民による、市民のための市政運営を目指し、その主権は市民にあることを自覚し、市民自治の精神に基づく、自立的なまちづくりを行い、自らの福利の向上を図ることを希求する。

市が保有する情報は、市民と共有するものであり、これを広く公開することは、開かれた市政を推進していく上で不可欠なものである。

今、新たな時代に向け地方分権が進展する中、市民が市の諸活動に関心を持ち、「協働のまちづくり」に積極的に参画し、豊かな地域社会を創るため、地方自治をさらに発展させていくことが求められている。

石垣市は、個人の情報を最大限に保護しつつ、市民と市のゆるぎない理解と信頼のもとに、市民参加の推進と情報の共有化を進め、すべての人に開かれ公正でわかりやすい市政を進めていくことを決意する。

このような考え方に立つて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。
- 2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報が正当な理由もなしに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(利用者の責務)

- 第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に従い、その権利を正当に行使するとともに、その権利の行使によつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求する権利)

- 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

- 第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、明らかに守秘義務が課されている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

きるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるようにされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに規定する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

オ 当該個人が公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公開することが公益上必要と認められる情報

(4) 行政執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

イ 市の機関又は国等が行う検査、監査等の計画及び実施細目、入札前の予定価格、試験問題、交渉の方針、争訟の方針等の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるもの

ウ 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であつて、公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他公開することにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報

(公文書の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報には含まれないものとして、前項の規定を適用する。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であつても、期間の経過により当該公文書を非公開とする理由がなくなつたときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、公開請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第10条 実施機関は、前条各項の決定(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該決定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 第9条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求のあつた日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求のあつた日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求のあつた日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号アに規定する情報に該当すると認められるときは、第9条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも15日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施及び方法)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開する決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行う。
- 3 実施機関は、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度等との調整)

第15条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が別に定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、市の図書館、博物館その他これらに類する市の施設において現に市民の利用に供することを目的として収集、整理又は保存している図書、図画その他の公文書の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

(費用の負担)

第16条 第14条第2項に規定する公文書の閲覧に関する手数料は、無料とする。

2 同条同項に規定する公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

第3章 不服申立て等

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合において準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(石垣市情報公開及び個人情報保護審査会)

第20条 第17条及び石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)第34条の規定による諮問に応じ調査審議するため、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項及び次条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(制度運営審議会)

第22条 この条例による情報公開制度及び石垣市個人情報保護条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、石垣市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 石垣市個人情報保護条例の規定によりその権限に属せられた事項
 - (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- 3 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対して建議することができる。
- 4 審議会は、10人以内の委員をもつて組織し、市民及び学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料

の提出を求めることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第23条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、市政に関するわかりやすい情報を市民が容易に得られるよう情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策、情報公表施策の充実を図るとともに会議の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互の協力及び連携に努めるものとする。
- 3 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されると明らかに認められるときは、この限りでない。

(出資法人等の情報公開)

第24条 市が出資その他財政的支援等を行う法人等のうち規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨に則り、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下本条において同じ。)であって、当該指定管理者が公の施設の管理を行うにあたり取り扱うものの公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項に規定する文書等であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、指定管理者に対して当該文書等の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定に基づき指定管理者が提出した文書等は、第2条第2号に規定する公文書とみなしこの条例を適用する。
- 4 実施機関は、指定管理者に対し、本条に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(苦情の処理)

第25条 実施機関は、情報公開制度に関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5章 補則

(公文書の管理)

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(目録の作成及び閲覧)

第27条 実施機関は、その保有する公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第28条 市長は、毎年1回各実施機関における公文書の公開の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以降に作成し、又は取得した文書

(2) この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であつて、目録等が整理されたもの

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。